

第3回 伏古本町・札苗地区 学校配置検討委員会

日 時 令和5年(2023年)8月31日(木)16時～
場 所 伏古記念会館1階「樹海」

次 第

1 開会

2 事務局挨拶

3 新委員紹介

4 報告

- (1) 第2回検討委員会の振り返り・・・資料1
- (2) 地域や保護者から寄せられた意見・・・資料2

5 協議事項

- (1) 適正な学校規模で期待できることについて・・・資料3・参考資料1・参考資料2
- (2) 東苗穂小学校区と伏古小学校区から伏古小学校までの通学距離と通学安全について・・・資料4
- (3) 参考：過去の統合校における校名等の変更事例の紹介について・・・参考資料3

6 次回の学校配置検討委員会の開催日程について

7 閉会

配付資料

- ▶次第
- ▶座席表
- ▶委員名簿
- ▶資料1 第2号伏古本町・札苗地区学校配置検討委員会ニュース
- ▶資料2 地域や保護者から寄せられた意見
- ▶資料3 適正な学校規模で期待できることについて
- ▶資料4 東苗穂小学校区と伏古小学校区から伏古小学校までの通学距離について
- ▶参考資料1 芸術の森小学校「新しい小学校になったことについてのアンケート調査」(概要版)
- ▶参考資料2 小学校にかかる経費について
- ▶参考資料3 過去の統合校における校名等の変更事例

伏古本町・札幌地区 学校配置検討委員会ニュース

2023年7月20日 発行

伏古本町・札幌地区では、伏古小学校と東苗穂小学校の小規模化による課題の解決等のため、令和5年2月より『学校配置検討委員会』を設置し、検討を進めています。

検討委員会の配布資料等については札幌市教育委員会のウェブページに掲載しています。
<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/fusikohoncho-satsunae.html>



※ 第1回目の検討委員会の後、第2回検討委員会開催までの間に地域から意見が寄せられており、第2回の資料として検討委員会内で共有（内容確認）しています。

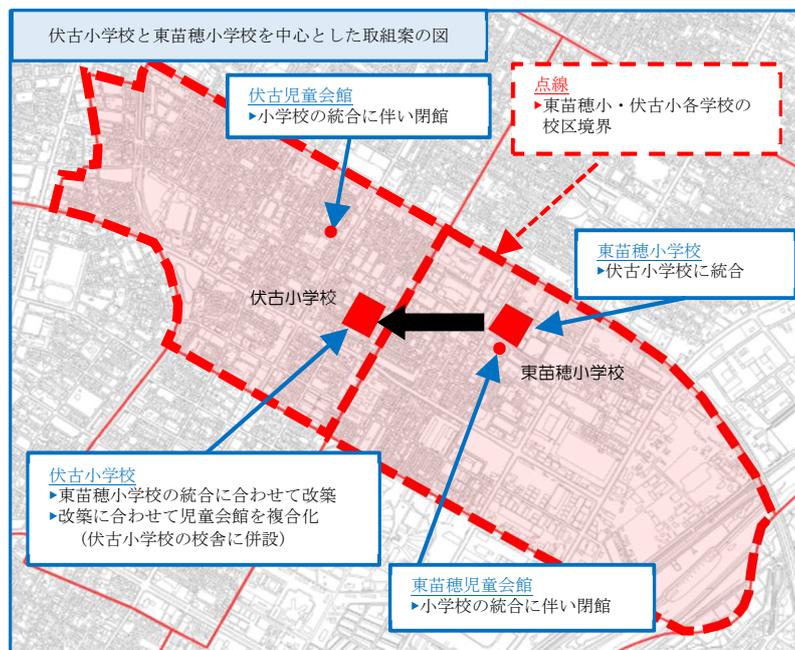
札幌市と教育委員会は、「学校配置検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）で協議を進めるためのたたき台となる「取組案」を作成し、前回の第1回検討委員会（令和5年2月2日開催）において提示しました。

検討委員会では、引き続き、この「取組案」のとおり、学校規模の適正化を図るとした場合に考えられる課題などについて、協議、検討していくこととしています。

このたび、令和5年5月25日に第2回検討委員会を開催いたしました。検討状況につきまして、地域の皆様へお知らせします。

ぜひ多くのご意見をお寄せください。

「取組案」は1つの案であり決定事項ではありません



1. 第2回検討委員会について

第2回の検討委員会では、「小規模校における課題」について、検討委員会における共通の認識を得るための協議（意見交換）と、第1回で委員から意見が出された「通学距離と通学安全」に関して、「取組案」のとおり、学校規模適正化を図るとした場合に考えられる課題などについて協議（意見交換）を行いました。

委員からの意見や質疑の応答について、以下に概要を掲載しています。

※ 類似の発言内容をまとめるなど文言を整理して掲載しています。

「○」…委員からの意見 「●」…質問等 「⇒」…代表委員、札幌市・教育委員会からの説明、回答

2. 小規模化する小学校で生じる課題の整理について

- 「様々な価値観への出会い、社会性や協調性、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる。」は、限定的な言い回しであり、全ての児童に当てはまる訳ではなく、どんな環境がその子にあっていいのかは、児童一人一人違うと思う。
- 一般的には、資料にあるデメリットがあるような印象をもたれるが、1学年1、2学級で過ごした子どもたちを見ても、コミュニケーション能力が低いなどということはなく、少人数の中でも、先生や地域の方々からの助けがありながら過ごしてきたと感じている。
- 資料にある小規模校の課題については、そのとおりと感じる部分もある反面、小規模校ならではのメリットもあり、デメリットとしてコミュニケーション能力を伸ばす能力が限られることが挙げられているが、狭いコミュニティの方が磨かれる個性もある。
- 春先に通学時間帯に北朝鮮からのミサイルがあった時に、たまたま知っている先生が小学校に避難するように言ってくれた。小規模校としての課題があることは理解しているが、小規模校ならではの良さもあると思う。
- 小規模校ならではの、先生が目が行き届く状況が失われていく不安がある。

⇒仮に伏古小と東苗穂小が統合となった場合にも、現在、小規模校ならではのことで、先生が目が行き届く状況を維持できるように学校や教育委員会がうまくフォローしてほしいと思う。(岩谷代表委員)

●学校の実態としてはどうなのか。

⇒小規模校のメリット・デメリットは、裏を返せば大規模校のデメリット・メリットになるということだと思う。(委員)

⇒教職員は学校規模により配置人数が決まるので、大規模校では教員も多く、業務の分担が可能である。小規模校は教員数が少なく一人当たりの負担も大きく、教員のゆとりがなくなる。児童数が少ないからゆとりがあるというわけではない。学校の特色を生かした活動や運動会、学習発表会をやめるなどしなければ、ゆとりは生まれないのではないかと。(委員)

⇒子どもたちにはいろいろな経験をさせてあげたいが、少人数の教員では手が足りないという状況も考えられる。(委員)

⇒小規模校の課題である「人間関係の固定化」は、子どもの特性やコロナ禍の影響もあり、小規模校だけに限ったものではなくなっている。小規模校ではない学校でも「人間関係の固定化」に課題を感じている。そのため、保護者にも理解をいただいた上で、毎年クラス替えを行っている学校も少なくない。(委員)

○学校統合した際のメリットをもっと打ち出せるのではないかと。「統合により教員不足が解消される」であったり、イニシャル・ランニングコスト(学校建設や学校運営上の費用)面の数字等を出して、学校統合のメリットをより強く発信する必要があるのではないかと。(委員)

○小規模校のメリットや課題について意見を出すことは難しい。統合となった場合、現状からどのような変化・メリットがあり、そこに対して意見を出してもらう方が効率よく協議が進められるのではないかと。(委員)

- 今後、1学級当たりの人数を減らす取組を行う予定はあるか。

⇒学級編制の標準は、法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律_文部科学省所管）に定められており、札幌市においては、この標準に基づき、令和7年度までに小学校全学年へ35人学級を段階的に拡大していく予定です。（教育委員会）

【協議結果】

- 次回以降、学校統合によるメリットの観点からの協議を実施する。（資料検討）

3. 東苗穂小学校校区から伏古小学校までの通学距離と通学安全について

- 東苗穂小校区から伏古小までの距離と同じ距離から通学する児童も伏古小校区内にはいる。資料には、東苗穂小校区のみが図示されているが、伏古小校区も含めた方が、伏古小校舎が二つの校区の中心にあることがよく分かるのではないか。
- 現在も朝に保護者の送迎する車が校舎周辺に多く駐車している状況なので、伏古小と統合するとすれば、駐車の数もより多くなることが予想され、通学安全に懸念がある。
- 東苗穂小の目の前にある横断歩道では、よくパトカーが停まっているが、学校からの依頼によるパトロールなのか。

⇒信号機や横断歩道の設置は、現実的には、なかなか難しい実情がある。学校や地域から警察署に向けてパトロールをお願いした場合、定期的に行ってもらえることもある。（委員）

- 統合に伴い、通学距離が長くなるのであれば、信号機が増えれば安心できる。伏古小の通学区域の中で、信号機を設置するように長年要望を出してようやく設置された場所（伏古9-2、『きらら伏古』付近）があるが、統合後、市からの呼びかけで東苗穂小校区内に信号機を設置することは可能なのか。

⇒信号機の設置は、北海道警察、北海道公安委員会の所管であるが、市内・道内で数多くの設置要望がある中で、設置の必要性が交通量をはじめとした観点別で詳細に問われ、真に必要な性の高い場所が選定されるものであって、そう簡単に設置には至らないということも聞く。

⇒統合に際して、信号機設置が望ましい場所があれば、必要に応じてこの検討委員会、あるいは学校・教育委員会においてしかるべき要望を行うこととなるだろうが、要望することで必ず設置がなされるというものではないと考えておかないと思われる。

⇒子どもたちの交通安全は、地域と学校が協力して確保していく必要がある。検討委員会の中で議論するだけでなく、地域としても考えていく必要がある。（以上、岩谷代表委員）

【協議結果】

- 通学距離、通学安全について、次回以降も引き続き検討する。（継続協議）

4. その他の質問に関する回答

<校名について>

- 東苗穂小に通っていた子どもが吸収されたという気持ちをもたないように、統合の際には伏古小の校名を変更し、新設校として校名・校章・校歌を新しくしてほしいと思うが、その点については、どのように考えるとよいか。

⇒校名等の変更については、検討委員会として統合するのがよいという結論が一定程度見えてから、検討委員会が出された意見に応じて協議いただくことになると考えております。

⇒今後、この検討委員会において、校名変更の必要性について協議いただく段階で、過去の事例の紹介や校名決定までの流れに関する説明等をさせていただく予定です。

⇒この検討委員会は、意見書を提出するまでがその役割となっているため、校名変更の必要性についてまでを協議いただき、校名変更が必要であるという結論に至った場合は、意見書の中にその旨記載いただくことになります。

⇒その後の具体的な検討については、本検討委員会のメンバーで引き続き検討いただくことを想定しておりますが、検討委員会を継続する形式とするか、『校名検討の専門部会』など、組織名を変更する形式とするかどうかについては、意見書を提出いただいた後に協議すべき事項の内容に応じて考えてまいりたいと思います。
(以上、教育委員会)

5. 次回の検討委員会（第3回）について

- ▶開催日時 令和5年(2023年)8月31日木曜日 16時00分から
- ▶開催場所 伏古記念会館（東区伏古7条2丁目8番15号）

※ 検討委員のみが参加する会議のため、一般の方は入場できません。内容は後日ニュースターやウェブページでお知らせいたします。また、日程は都合により変更となる場合があります。

次回(第3回)検討委員会の議題(予定)

- ・第2回検討委員会の振り返り ・地域や保護者の皆様から寄せられたご意見等の紹介
- ・取組案における課題の整理と解決するための方法（継続協議含む）
- ・その他、当日協議を行う必要があるもの

ご意見、ご質問は、下記事務局までお寄せください。

伏古本町・札幌地区 学校配置検討委員会事務局

- ▶札幌市教育委員会生涯学習部学校施設課（学校配置マネジメント担当）
- ▶電話：011-211-3836 FAX：011-211-3837
- ▶e-mail：gakkokibo@city.sapporo.jp

検討委員会の配布資料等は札幌市教育委員会のウェブページにも掲載しています。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/tekisei/fusikohoncho-satsunae.html>



さっぽろ市
02-S01-23-1302
R5-2-905
SAPPORO

日時・方法等	内容	分類
05.08.25 年代不明男性 FAX	<p>私（※個人名あり）は令和5年3月30日（木）に、「伏古小学校と東苗穂小学校の統合に対する意見等」を提出済でしたが、次のように一部内容を変更して、再提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「伏古児童会館」及び同用地の有効活用について</p> <p>(1) 「伏古児童会館」は建築されてから45年経過しておりますが、太い柱など丈夫な建材を使って、立派に建てられたこともあり、これまで大きな修理もせずに来ていると聞いております。</p> <p>また、毎日休むことなく利活用されて来ておりますが、キレイに維持管理されてきたこともあり、当分の間はこのままで使える建物です。</p> <p>伏古児童会館は、広いこともあって大変使い勝手が良い児童会館であると言われております。</p> <p>については、札幌市には、伏古児童会館を取り壊すこと無く、文教施設など現状での有効利活用を考えていただきたいと思っております。</p> <p>(2) 札幌市東苗穂共栄土地区画整理組合の皆さんは、伏古児童会館は、「将来とも地域の子供のため」ということで公共用地（児童会館用地）として札幌市に無償提供するとともに、児童会館の建築費や備品購入費として多額の寄付金を出しました。</p> <p>このため、地元の町内会館の設置を取り止めざるを得なくなった経過があります。</p> <p>札幌市東苗穂共栄土地区画整理組合の関係者の皆さんは、今回、伏古児童会館の用途廃止の話が出ましたが、「札幌市は当初の約束を必ず守ってくれる。この土地は交通の便も良いし、今後とも公共施設を造って有効に利活用してくれる」との確信を持って推移を見守っております。</p> <p>2 「共栄土地区画整理事業完成の碑」等の「モーモー公園」への移設について</p> <p>(1) 今回、札幌市から、伏古小学校と東苗穂小学校の統合に伴い、「伏古児童会館の用途廃止」の提案がありました。</p> <p>(2) 今回、伏古児童会館が用途廃止されることになった場合、同敷地内にある次の施設等を市道を挟んで隣接する「モーモー公園」へ速やかに移設すること、また、この移設に要する経費については提案者である札幌市の全額負担で行うことを強く求めます。</p> <p>なお、「モーモー公園」は、当該区画整理事業で造成し、札幌市に管理移管した公園です。</p> <p>ア 「共栄土地区画整理事業完成の碑」：この地域にある唯一の記念碑です。モニュメントとして、モーモー公園の位置付けを高めるシンボリックな施設になります</p> <p>イ あの後ろにある3本の樹木（オンコ1本、ライラック2本）：ア</p>	児童会館跡地 （碑・樹木の 移設希望 ほか）

の光背樹木ですが、枝張りの良い高価なものです。「碑」と一体のものとして移設してください

ウ 伏古児童会館の玄関の前にあるキレイな「レリーフ」：他に類例を見ないような立派な構造物で、伏古児童会館児童の記念写真の被写体になっております。移設後は、モーモー公園のモニュメントとしてシンボリックな施設になります

エ 伏古児童会館の入口にある「札幌市伏古児童会館の銘板」：施設名が記された唯一のものです。銘板は、黒御影石の一枚板に彫り込まれている高価なものです。是非、残していただきたい

オ ウの裏面に、今回の移設に係る次の文言を明記した銘板を新たに設置して貼付すること：当地にあった伏古児童会館の建築・利活用・用途廃止の経過と、同敷地内に設置されていた施設等が「モーモー公園」のモニュメントとして移設された経過を後世に残すため

「札幌市伏古児童会館」は、札幌市が札幌市東苗穂共栄土地区画整理組合からの多額の寄付金と施設用地（札幌市東区伏古 10 条 3 丁目 6 番 8 号）の無償提供を受けて、昭和〇年〇月〇日に竣工し、昭和 52 年 11 月 26 日から児童等を受け入れていたが、伏古小学校と東苗穂小学校の統合により、令和〇年〇月〇日に閉館した。同敷地内に設置されていた「共栄土地区画整理事業完成の碑」、「3 本の樹木（オンコ 1 本、ライラック 2 本）」、「札幌市伏古児童会館の銘板とレリーフ」については、札幌市により、此の地「モーモー公園」に移設していただいた。

令和〇年〇月〇日

●●●●（※ 個人名） ●●●●（※ 個人名） ●●●●（※ 個人名）

以上

1 学校規模が大きくなると・・・

- 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
- 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる

『公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)』より

◇ 児童・保護者の声

令和3年4月に学校統合により開校した南区の芸術の森小学校の児童、保護者等を対象に実施したアンケートを添付します。

『新しい小学校になったことについてのアンケート調査』… 令和3年 12 月実施

対象：芸術の森小に在籍する2～6年の児童とその保護者、芸術の森小に勤務する全教員

2 学校規模と教員定数の関係から

- 札幌市立義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校等)では、国の基準に基づき、教員定数配置基準を以下の図のとおり定めています。
- 学校規模(学校の学級数)に応じて教員の定数が決まります。
- 学校規模が大きくなることで、教員数が増加し、同学年の教員による指導面の連携や協力が可能となる環境が整うことが期待されます。

※ 実際の教員の配置にあたっては、以下の基準(下図)により定まる教員数のほか、指導方法の工夫などのため、教育上の必要を認められた場合には、加配や加算(定数外の追加配置)がなされる場合があります。

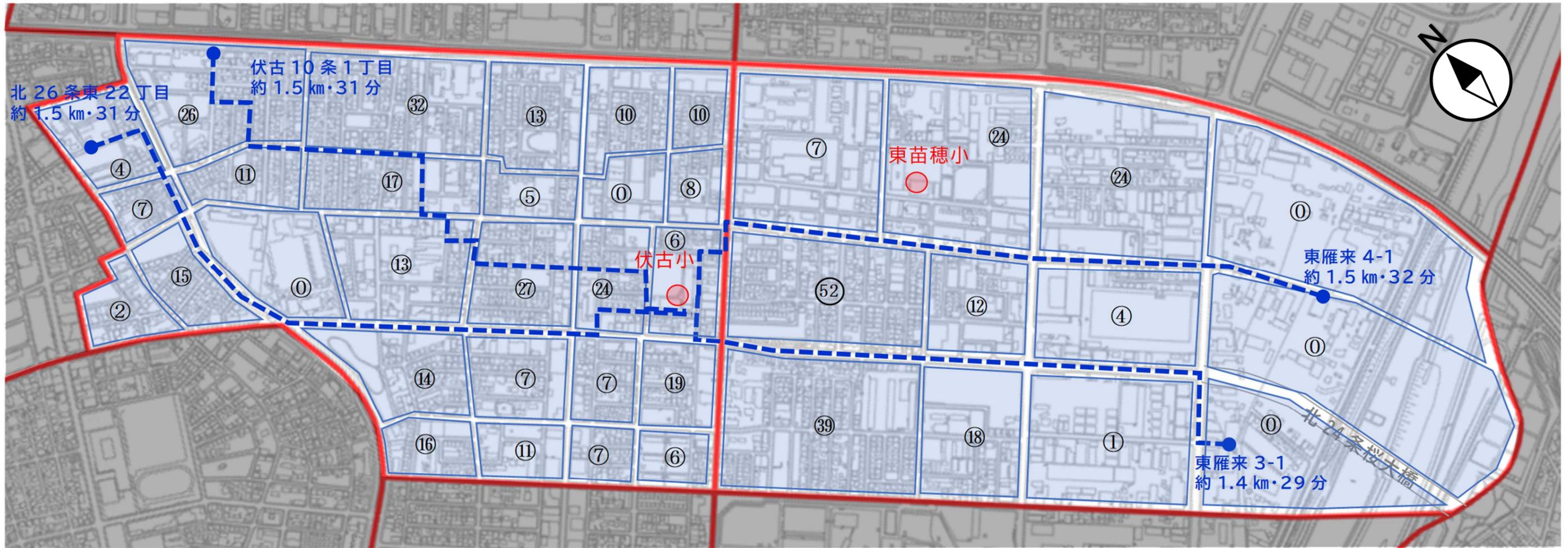
・ 通常の学級、特別支援学級のみ設置する分校 (養護教諭、事務職員、栄養教諭等を除く)

学級数	1		2		3		4	5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
	※1	※2	※3	※4	※5	※6																						
小学校	2		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	28	29	
中学校	3	4	6	9		9	10	11		13	15	16	18	20	21	22	23	25	26	28	30	31	33	35	36	38	39	

※1 併置校 ※2 単置校 ※3 単置校で 15 人以下又は併置校で 37 人以下 ※4 単置校で 16 人以上又は併置校で 38 人以上
※5 100 人以下 ※6 100 人以上

・ 特別支援学級 (特別支援学級のみ設置する分校を除く)

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
小学校・中学校	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12



※通学時間については、50m/分で計算

※○内の数字は、各条丁目内に居住している児童数(R5.5.1時点)

※区域外通学の児童数は含まない

※R5.5.1時点 児童数(全体)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	特支	計
東苗穂小	児童数	20	36	26	34	24	37	177	10	187
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2	8
伏古小	児童数	41	55	46	54	47	70	313	14	327
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	3	15

MEMO